俗耳談

市川寛齋口話
加藤之敏自筆稿本

初篇　巻二

特別
15
1420
2

俗耳談

初編

藤浪氏藏

門 152
號 1420
卷 2

昭和二八年
二月二四日
購求

俗耳談卷之二

寛齋先生口語

門人　早川敬明筆

藤浪氏藏

一　問貘夢と食べきと義いかんや曰俗説のごとく堺雅曰鋭髻骨實無髓皮辟温湿以為坐毯臥縛則消膜外之氣字从膜省蓋以此也三才圖會曰人寢其皮辟瘟圖其形可辟邪今貘を畫く寢床の下に置或いふ丹の乃下に置くものいかゝよ按ずるに夢と食べきとの俗今のり

一 同物彼に対し[illegible]ものと云へ何と同
そこわりねり顆鍋して合ハさ[illegible]なり男[illegible]の
顆鍋の細書云物のちひさ[illegible]
つねといふいちりくねりとは[illegible]
一 扇を[illegible]平摩とすれハ[illegible]
といふ[illegible]
一 紙物の撥かりと如何[illegible]
吹[illegible]
一 同四十二の厄[illegible]

世俗物[illegible]ものこれを靈櫃の位位[illegible]
統とりて絶[illegible]元[illegible]
二とい[illegible]今俗燈心草を火ふくべ[illegible]
といふ[illegible]
一 世ふ人の[illegible]云奴之富皆主翁之蔭也これ[illegible]
一 士乃一言重[illegible]
饒鼎と[illegible]
同樂正子春[illegible]

ゆえ真のうるものとなく、曰吾未だ能はずや楽正子春
して曰吾亦聚斂と雖ども韓非子説林篇より見てうり
又小邦の射句偉とん魯より奔て曰季孫と〻我と
無せしめよ吾聞て〻のもとく左傳襄二十四年より
二子共世に行せしめのみ考ると食らう物し
しをせは大なるより陳く作り用ゆ〻を所云半句豈
情なきを〻や

一

七月十五日盂蘭盆と云ふ或は峰を〻ふ水を釋氏
要覧云梵語盂蘭此云救倒懸也盆則此方器也

一

これは紀氏と盂蘭とは別なるべきなり
戦場に行候に出るに頼に行すに出るとは
とすなわち戦に忽諸にあらず功と立るとも戦料と下軍は
格秘伝書に同物と出るに陳に立場に
の是非は言ふに及ばず敵に対し法とこそなれ
ちなるに陳にもせよ
るるとて貴賤の別なく切腹さ
するとこれとん〻しかるに出るに
出るに伝歌のやうと見るに

ゆうもされい無方文殊の勇猛武者を抜きとる
さて一時伊達政宗弾丸と思わるる竹束仕掛と思わるる
竹束の下とかくさて武者地獄よりとり
出しうまいものとあとのうしろ文殊の勇也
但戦場のうちたれかくれなくきるの益の美
あれ勇気出すに不得暴虎馮河のこ
勝とつくい麻しいいすくく麻仕す行乃剣よ只麻のこ
もけてもとつて作に者をきものあしいりくきちとい
竹兎狸狐狼那猪孔子色りの問答これのこいとる

ゆて問さるとさすが先元亮の流の鶴よ猿然
のこんをらるいまれるるるるいるるりん
一　問厳天とけさんとてさ義いう問さす拙事成捨面砂
けさんの意新よ伝よけさんのもとす御れいりも
けさんを推すすやこれ或に絶かさんの勝負う或先
界筆のこの河内や今考くくます
一　問作意ようの者の老男ものと敵ら者乃のいつの法と
よや問うの者のもいさす御よ作意のこと
うの者のもよいれす某流よ馬鹿流よ洋よす

一

両肱と拡めて一尋とつようと一ひろと一因なり
は即人の長しに同き也微小の長人さらくしい爾雅云
倍伸謂之尋と舒両肱也これ一尋なり長をひろと
例す中ちう淮南子云人修八尺故八尺為一尋
亦是人の長をと舒しに同きこと也

一

凡書とも漢一二のもとくあること多なり
とて漢よ字とうす某かなり弓民の偏旁同ちうと
又ちう因て一ひろとなりつる後漢書志とて文
てを張るとちうと知るを後同ちうと也なお寺の妙義仁

大居士しを注よ弓民亦弓民なり等持寺しい漢書
ちうしい出寺とも云

一

同義といつるものといえるは凡の訓く同字書よ義
大味和実しいすくく考るるもの也又清酒と義汁
といえ又肉羹といえ出しい汁煮物と清まう也
但ひとりものしいあつまるものの煮さまものの物い
あつものしいいまし味ふものいりものをいて
うるくしい字の物者のもとも河へ通也さるる

一

唐伝神と記すよ南無天照太神南無熊田大明神とも

南無阿弥陀仏の名号を南無阿弥陀仏と称えて
いつくしみ給ふ事数の如しなり又南無九万八千
軍神南無三十八宿なども南無と冠らるる事
一　同俗説に云まて八月歳の日和尚と月歳の僧
も同じ俗説なり月歳は拙寺開祖法名月歳
舎を以て号せしに月和と称るも月歳の
舎を以て号に亦同るまし
せ
一　同じ俗説に某院は恐鶏の舞
ふまるるおまきの名の起ること

いつくしの型の字が捕縛の縛に似たるより
離るるおまきの形の字を準とするなり
一　同俗説に一寸法師の伝説あるのことまたまたあり
へるめいとくのよりの伝の系あると云す
是るのまた秋山某
一　同ちまたいつくしの義なり
もそいせいつちまたいつ中ちまたの伝説太平記
南方院に云起く村行和尚大他の柳揚蹴と称る
仲媒なりと云ふ
一　これ実に今俗いつ

何る也り蛛ハいつれも多くハはちこちへ
絲をはるものなれハ蜘蛛と并せすめるやうなれとも
蜎(こじ)蝓(へうを)よハ虫ふ似たり故よ蝸の蜘蛛といふ魚し
海の上鉤鉤といふ鉤の鈕ハ形すこれハ蒲牢といふ物也
鯨躍れハ蒲牢なく故ふ志也りくハ鯨の形を象る也
文選註に見えたり　赤字彙にも出つ　鯨ハ我国ふハかきち魚なり
此字をくしらとするハ誤なり　くぢらハ海鰌とかく
人疾ある不快して　ハ痲痺なる也
凡毒ある物ハみなこれを消すり物也　金(きん)蠶(さん)蝕ハ蠱(こ)毒(どく)也

此毒をけすハ螺あり物清よ金蠶蝕あまたれハ螺もありし上
以て蜈蚣あるハ大毒あり此毒をけさてハ犀(サイ)角(カク)なり故よ蛇
何とハ西犀ありといふ
同かうれ是も何も同かつて是ハ鳴あり暇(アケマキ)といふ鳴(アカツキ)の
是とよあり藤垣草よ見えてありこれのかぎりこれの如く
故よ法雅(ホウガ)とあれハ誤なるとたぞそれ鳴として以ぬ
人乃西のときよしてぬ時となり
益新羅目本秋名よ掛乃名の秋かれとも粉ふなれ
うきよのみしこれ連ぐハ叙すへうす泥く穿(セン)鑿(サク)

七夕詩歌すべきの御題に仕古つけしいるるゆゑ
なるべしとの事一百番集なるべしとて紙
俗物よりこうとのりと注す今奥とおとしてのの色
細のうしゆるいるなとしてこのの乃字奥とし
しやかしと注馨すとしてすと蓋しゆ意
はくしすは梱かくのうしも紀するこのの

一

花は嘆して咲の古比笑の字の笑の義と結るべき
是寄さるとて〳〵藤子瞻か詩に花非識面常含
笑こゝよさくしつゝを蒼しるゆゑの也名を藤は

古時花と稱くさくしゝふるゆゑ梅始華歌冬華於嚴
谷是なり

一

同じ方と上巳しゝ巳と辰巳の巳巳乃巳二説也
就の是寄日漢の巳の日魏晉より以方を用
て巳の日に拂りさらし家書に記せしを
御しゝ七夕に凡五記しするの時月日数均し故古
三月ふりしゝ巳りと用しゝ以を以を爲
くハ尚時和と失しゝるのん文育明年の是の
上旬より巳の巳巳の巳巳と以是と繫ふを

謝肇淛曰己字原訓作止謂陽氣之止此也則己恐即是巳字巳流盡是[illegible]人物也いまの干の拘の[illegible]
[illegible]小姑寸草木子曰古人之節抑有義焉如元旦上巳重午七夕重陽皆以奇陽立節偶月則否此亦扶陽抑陰之義也」これ節月日和同とおもひて立節[illegible]
[illegible]以流[illegible]のごとくまい人日とん節前と[illegible]流光亦信すべうす

一　問てれ〳〵よ云書字の上人六根淨よりのひく豆れ物
いへるきまりけもといふるかくるや問之てす世人

[illegible]六根淨よりのひく沒世代と[illegible]又沒せるかくるや
世人六根淨よりのひく俗性空のこと云る見佛奉燈
亦六根淨よりのひく之京歌書ふてこう又世ふ
法華經六方部ものは六根淨よりのひく(歌書)
行空三十修方部と滿すこいけ〳〵六根淨よりのひく
[illegible]いまかること[illegible]ゆへあるや

一　一休咄の中に白川辺の俗一休の居るを一句と作り
出す紫野丹波辺一休對白川黒谷隣いれと東見記

小栽て句を云屋す云白川郷黒谷對紫野近丹波

老ぬ一休のるふ小松千歳赤いつれの老ものとも

但東見記之のしん一休出の古怪人のおすゆ

さのく接るものめしてゆ予は自ゆく七八年

終くものの行の遠くい行ゆめ

同瓦礫の間ゆ東方朔ハ九千歳しいけとんいと曰為

朔死ゆ母う桃と竊しつゆ仙ゆとすゆ漢武

ゆ元年と紀せすねゆ死ゆ年と称く仙ゆ

比するゆん物ゆ乃ち知ゆ出ゆとゆす東拾

するふ事文類聚卷四十四云東方朔元封中游

鴻濛之澤忽遇老母采桑於白海之濱俄而有黄

眉翁指母以語朔曰昔為吾妻託形於太白之精

今汝亦此精也吾却食吞氣已九千餘歳目中瞳

子皆有青光能見幽隱之物三千年一返骨洗髓

三千年一剥皮代毛吾生來已三洗髓一代毛兵

法東方朔別傳ハ云中小九千歳の間をこれと云

と一ちふくさ

朔として仙ゆ曰瓦礫として者ゆ千ゆ也と云

及人曰れいえす但ゆ仙ゆ衒ふ衒ゆす街談巷説の中

多く人の国の事と称して学者のいふ
如く世に伝へ来りたる直よりは国の事と或は云
今出川辺或は丹波奥の郡なりと云ふ
国俗かの地すなはち吳雅俗及 太張弓の事 かの氏の
ものなりと

一

世に南大仙百衣又仙伯百衣と云ふ定説なし
考説大仙衣筆城より起れり八十九年 保平聖裏
記よりて南仙伯の説あり 初の海内の名
四年 仲哀天皇也 日本後紀 妙事 俗神 社説 蕃名

とて考説に天より動蕃より人と云ふ土木の身
と称するは此すなわち説なり 味噌と称せ
武内宿禰より 蕃国の人の示大名
なり是なんぞやうるしかるを他より求めん
同内袖判 我て 曰雍州府志遍照心院
條曰有義満公袖判之地圖凡公方家賜采地時
始貼公方家之直判而為證其次記采地各々之
名及俸禄之實是稱袖判紙之端猶衣服之袖故
和俗謂印曰判以是別其人之義也これ袖の字義

義之判の義未つまびらかにすべき筋判の事符契の
代官と私のみ別判合判というべきまた下合判と
いうべき市内といつく判内といふ事同じ事なり
判いまだ定の名とするに相違
一
相小のうちて怨よすくす為ぬ之一紙相違
之とたれとつめ一貫人と為人と為すと一紙い
国恒微なり御ものに為れ諸国より沢山富商
千万の物を相の物やせん昔西国の士父の喪り
過既よ忌嫌うんとすると為人とすると沢て曰

めを繁と利らすすく歩よ有疑よ之れ士勢て曰以疑
不者のり之利くは更よ生ぜんともくすすくし者の
曰只之それとのりくれなもくありてを的今此者
乃繁ときりすすてもしけるの伝ると一つと同りの
というやうのもしも相の為と起すの雖せよか
くのめきまま毎者ふこれとそうくし
一
向素とくいの素七曰雑和集云男女為相と
素とくいと変すすとつまくいと上ういとと合す
世い陸国今合れんるり素戸とくいれ右の戸と

今年の御ゝ以ものゝ

一　佛ゝ天藏菩薩地藏菩薩ゝ今京俗呼地藏と
ゝ云ものゝ俗語のゝ云ものゝ俗語
ゝ云ことゝいふ

一　日月五星七曜ゝ云羅睺計都を加て九曜ゝ云俗
七曜の星九曜の星ゝ云ゝ此ゝ日月所計
ハ星ゝ此ゝ御ゝ文選注引周書王曰余不知九星
之光周公曰日月星辰四時歲是謂九星かくのゝ
ゝハ星ゝ此ゝ亦ゝ俗ゝ云ゝ云ゝふものゝゝふや

一　同せゝ　かぎの字ゝ同今せゝ須ゝ用ゝ鍵
偏の字ゝ用ゝ字ゝ云ゝ御ゝ門のゝくゝめゝ
ゝのゝめゝ　古ゝ云ゝ御世せゝぶゝ出ゝ
須鍵の字ゝ俗ゝ云ゝ　說文關
注開下牡也王篇同開今不可開廣雅釋室曰投
謂之關鍵笠扉戸牡也關字門ゝ以且廣雅釋
室中ゝ收ゝ云ゝ門ゝ
澁ゝ云ゝ　又說文鎖注鐵也字彙鎖為牝鑰為
牡かくのめくハ須鎖一ゝ
ゝ小爾雅

廣服曰鍵謂之籥注扃籥也亦作鑰これたゞしき廣
服ゆゑしるしあるよ佩たのものありいかなる
漢の孔穎達す物ゝ漢已よりいまだ門牡の
義と侍り禮月令曰修鍵閉注鍵牡閉牝也疏凡
鎖器入者謂之牡受者謂之牝俗云鎖須閉者鎖
筒也今按凡鎖ゝ之鎖ゝ凡とすべきもの也多
鎖ハ須ゝ用ゝ疏和俗云くゝ即今のぜゝり用て
又按小漢已よ鍵と須ゝ別ゝ一ゝ物ゝすぜゝりハ凡
唐よ始ゝ說小ゝ是ゝ物ゝ也ゝ牝牡ゝ乃鎖と
用ゝ閉と寄て牝ゝ鍵と牡ゝすゝとすの用
ゆきとゝいまゝ侍ゝ物ゝ也ゝ須とせゝゝ鍵物と
かぎゝすゝ物ゝ今俗鍵とゝいぶゝすゝ物ゝ
鍵ハ樞戸の名ゝ物ゝかぎゝ小ゝ物ゝす又訓蒙圖彙
よ鎖此云とぢやゝ音未詳某抄せゝ白玉抄ゝ
ちゝ小ゝすゝれとゝ物ゝ物ゝ恐ゝハ誤ゝ物ゝ

俗耳談卷之二終

業五丙申四月廿八日閱